

法務委員会報告書 - 2 2001(平成13)年10月11日
東京地方裁判所平成12年ワ第九七八〇号損害賠償請求事件の処理について
法務委員会の中間報告補足

法務委員会委員長 城 涼一

一、訴訟の進め方について

1. 結論；従来の訴訟の進め方は変更する。

2. 変更内容；

(一) 社団法人にふさわしい公共性の自覚に立って主体的に訴訟を進行する。

(二) 可及的速やかに紛争状態を解消し、全ての訴訟当事者の「負担」を可能な限り減じ得る方法、すなわち訴訟を終了させることを第一義とする。 1(印は注記)

3. 変更理由

(一) 変更内容(一)について

ア.これまでの理事会は、訴訟進行の方針及び具体的な主張・立証について全く審議しなかったばかりでなく、担当理事からの報告もほとんど受けてこなかった。

根拠となる資料 ; ~

調停期日呼出状の送達を受けた時点からの連盟理事会議事録

2000年2月24日の報告事項「故和泉恭子さんの件 2月22日に東京簡易裁判所で行なわれた調停は不成立に終わった。」

2000年6月22日の審議事項「顧問弁護士を今期いっぱい現訴訟代理人にお願いする」との「原案可決。」 本件訴訟に関する理事会議事録の記載は以上の二件である。

連盟内に保管されている本件訴訟記録(訴状、答弁書、準備書面等)

保管状況 川添前会長が保管し、他の理事の閲覧できる状態にはなかった。

また、汚れ等は無く、複写や検討のために使用した形跡が無かった。

整理状況 簡易裁判所における調停記録が混ざっている等整理されていなかった。

記録の不備 書証が揃っていない。書証の欠番がある。書面の内容上存在するはずの書証が含まれていない。

口頭弁論調書がないため、実際にどの準備書面が法廷に陳述され、また、どの書証が取調べ済みとなっているか不明である。

現訴訟代理人からの報告書(13年9月14日付け)

連盟が検討していない準備書面と証拠が裁判所に提出され、それぞれ陳述、申し出が行なわれている(準備書面(5)及び乙29、30号証についてである。これは、現訴訟代理人が、連盟の明示の意思に反して行なったので、別途、問題として取り上げ

ることとする)。

以上、ア.については、資料 で指摘した点を除いて、理事会は、既に法務委員会を設置して善処している(少なくとも、「主体的に」訴訟に対処する態勢は整えている)。

但し、同委員会の趣旨、本件訴訟に関する役割について再確認する必要がある。 2
 イ.原告・被告双方の提出した訴訟記録等を検討すると、連盟は、公共性の自覚に立
 って主張・立証を行なうのが妥当であるが、そのようにはなされてきていない。

根拠資料 ; ~

原告・被告提出の訴訟記録

これまで連盟は、他の被告二名と同じ一人の訴訟代理人に委任し、主張・立証内容
 も同一であった。 すなわち、
 訴訟代理人は、他の被告二名の顧問弁護士である甲氏であり（13年10月11日理事会
 の席上で現訴訟代理人本人に確認）、答弁書、準備書面、書証等も全く同一の
 ものをういてきている。

現訴訟代理人からの連絡書（13年8月1日付け） 同連絡書の問題点は別途報告する。

この連絡書からも で指摘したことが明白である。 また、
 これまで連盟は、他の被告二名と「一致団結して歩調を合わせてきたこと」つまり、
 同一の主張・立証内容であったことは、13年10月11日理事会で、同弁護士が口頭で
 も回答している。

本件訴訟は、特に主たる争点（大会主催者＝他の被告二名の安全配慮義務違反か参加
 者の自損事故か否か。連盟は主催者でない。つまりこの争点の当事者ではない。左の点は、上
 記理事会で現訴訟代理人とも確認済み）との関連で明らかのように、連盟の会員間に生じ
 た事故に端を発している。遺族は、死亡した当該会員の損害賠償請求権を根拠に訴えを提起している。 3

したがって、連盟は、原告たる会員（の遺族）と被告たる会員とは等距離・等間隔で
 いなければならない。そのためには、実質的にも外形的にも会員からの信頼を損なわな
 いように訴訟に対処する必要がある。（公平・中立＝「公共性の自覚に立つて」）

参考 連盟が、他の被告二名と共同して訴訟追行する必要性と許容性について。

許容性について

上述の通り本件は、会員間の紛争であるから、法人運営（定款等）の観点からは、
 「公共性の自覚に立つて（公平・中立性を維持しつつ）」訴訟を追行すべきである。
 したがって、他の被告二名と共同（訴訟代理人、主張・立証を共通に）するべきで
 はない（「共同」の許容性は無い）。

必要性について

本件訴訟は、通常共同訴訟であって必要的共同訴訟ではない。 4

すなわち、連盟と他の被告二名は、ともに被告となって同じ期日に審理を受けて
 はいるが、それは、事件が同一であるが故に時間、労力、費用の節減や審理の重複、
 矛盾判断の防止を事実上期するという便宜上の理由からである。

連盟は、他の被告とは独立して主張・立証等の訴訟行為を行うことができる法的

な地位に立っているのである（「共同」の必要性もない）。

ウ。「具体的な主張・立証」内容について、社団法人としての目的にふさわしくない部分が少なくない。 連盟定款・規程等を参照のこと。

根拠資料 ； 原告・被告提出の訴訟記録 例示的に主要な部分を指摘すると、答弁書七頁、準備書面（１）８頁等

「…離陸の時の風速制限は、前記のとおりテイクオフエリア（離陸場所）において平均最大風速毎秒 6 m 以下と規定されているが、離陸後の飛行中の風速制限規定はない」

「着陸時の風速制限(風速毎秒 6メートル)であると考えるのは全くの間違いである」
準備書面（３）７頁

「…また仮に、風速がパラグライダーの通常最高速度を超えているような場合には、着陸の際操縦者は後ろ向きで着地することになるがそれだけで着陸が不可能あるいは危険ということではない。」

答弁書十三頁、準備書面（１）３７頁、同（３）１９頁に同様の記述（主張）

「本件事故は、亡恭子の全面的な操縦ミスによる自損事故である…」

他の被告の陳述書（乙 18 号証）

同陳述書は、亡恭子の操縦ミスを事故原因としている。

～ はいずれも定款・規程上不適切な内容であるが、

特に、主たる争点 - 大会主催者の安全配慮義務違反か参加者の自損事故か - との関連が重要である。上述のように、大会主催者は、他の被告二名であって連盟ではない。

（この点でも連盟は他の被告と共同すべきでないことは既に述べた。）

ここで注意すべきことは、他の被告二名の拠って立つ前提である。

その前提とは、本件事故は、「参加者の自損事故である。」というものである。

定款・規程上、連盟は、他の被告二名と同様の、かかる前提には立てないと解される。現存する安全性委員会の資料は「参加者の自損事故」と断定していないからである。

5

（二）変更内容（二）について

ア.調停前後の事情に鑑みると、連盟は、本件死亡事故について、特に遺族に対する初期の対応を誤ったものと言わざるを得ない。対応によっては、訴訟を回避する可能性も少なからずあったものと思われる。

イ.極めて限られた連盟の人的・物的資源は、将来の連盟発展のために投入すべきである。すなわち、本件訴訟を法的・組織運営的観点から検討し連盟の運営全般に寄与しうる財産とすること、これには、大会実施に関するあらゆる問題点を検討し、安全確保のための施策に結実しうる全ての作業が含まれる。

かかる作業に連盟活動の重点を置くことが、緊急且つ最優先であると判断される。以上により、連盟は、独自の訴訟代理人を選任するとともに、上記変更内容にそって

訴訟を迫りし、速やかに原告との紛争状態を解消すべきである。

注記

1 「速やかな紛争の解決」訴訟の終了について

民事訴訟における訴訟の終了の様態は、判決による終了と当事者の意思による終了に大きく分かれる。前者で終了する割合は、約46%、後者では、約54%である（地裁第一審の場合）。

後者、すなわち当事者の意思による終了の仕方には、原告が請求に理由の無いことを認める「請求の放棄」、被告が請求に理由のあることを認める「請求の認諾」、訴えそのものを無かったことにする「訴えの取下げ」、当事者が互いに譲歩する「和解」がある。尚、法務委員会「中間報告の補充書」を参照。

主たる争点において連盟はその当事者ではなく、また原告の連盟に対する請求原因も極めて抽象的なものである。この事実に鑑みると、「速やかな紛争の解決」の可能性は少なからずあるものと推察される。

2 「法務委員会の趣旨、本件訴訟に関する役割」について

一、法務委員会も連盟定款、運営規約及び規程の趣旨に則って、「専門的事項を処理するため」に設置された委員会である。その位置付けは、法務委員会規程に明文化されているように他の常設委員会と趣を若干異にしてはいる（同規程第2条2、第4条、第10条、第11条及び付則）。法務委員会は、理事会に属しつつも（第2条）むしろ、その性格は、総会直属の選挙管理委員会に近いとも言えるのではあるまいか。

いずれにせよ、その専門性を理事会が尊重すべきであることは、定款・規程上明らかである。例えば、教習検定委員会の教習検定結果について、理事会は、一見明白な不合理性が見出されない限りまた同委員会に匹敵する資料的裏付けが無い場合には、その結果を尊重することが、委員会制度のそもそもの趣旨である。

かかる趣旨を、多数決原理に親しまない専門事項について理事会の能力を補完するために理事会自らが委員会を設けた以上、理事会は、その委員会の専門性を尊重するものである、と言い換えることもできよう。

この趣旨は、法務委員会の検討の結果たる報告等についても妥当すると解される。

二、法務委員会は、本件訴訟の処理をその活動の最優先とすべきことが、同委員会規程付則2・3に明記されている。

連盟内部のみならず、訴訟代理人や保険会社等対外的な連絡や、諸々の検討作業を迅速に行なうことが必要不可欠な訴訟の処理には、機動的な委員会活動が大前提とな

る。この意味で、同付則の規定は極めて適切である。

3 「本件訴訟は、連盟会員間の」紛争である、について

大会主催者は一般に安全配慮義務を負う、という主張自体は、原告・被告ともに争点としていない。大会主催者が大会出場契約に付随する安全配慮義務を果たさず、その結果、大会参加者に損害が生じたのか、それとも大会主催者には、安全配慮に欠けるところはなく、参加者の自損事故であったのか、が争点である。

すなわち、大会主催者と参加者についての事実の主張の食い違いが争点の内容である。ただ、参加者が死亡したため、発生したと主張し得る損害賠償請求権を相続した遺族が、生存していれば当該参加者が主張し得る主張を根拠に訴えを提起したのが本件である。

したがって、本件訴訟は、実質的には連盟会員間の紛争といっても過言ではない。

尚、生命侵害による損害賠償請求権の相続性は、大審院大正15年2月16日第二民事部判決以来維持されている裁判所の法律構成である。

死亡による逸失利益(稼働により将来得べかりし利益)の請求や死亡による慰謝料については、「死亡は障害の極限概念」であり、「慰謝料も金銭債権」であって一般の金銭債権と区別する合理的理由はない、として相続を肯定するのが判例である(最判昭42.11.1等)。

4 「本件訴訟は、通常共同訴訟であって必要的共同訴訟ではない。」について

(固有)必要的共同訴訟とは、関係者が共同して訴えまたは訴えられることを要する、すなわち、関係者全員に訴訟追行を強制し判決の矛盾回避を実現すべき訴訟をいう。これに対し、通常共同訴訟とは、関係者が共同して訴えまたは訴えられることが要請されてはならず、本来別個に訴えまたは訴えられることもできるが、併合して審理することによって訴訟経済や当事者の負担の軽減を図り、結果として審理の重複と判決の矛盾回避を期待するにすぎない訴訟制度である。

このような(固有)必要的共同訴訟と通常共同訴訟の区別の基準は民事訴訟法に明文の規定はないが、この区別の基準は、判例・学説によると次の通りである。

問題となっている請求権(または債務)について管理処分権が関係者間に共同的に帰属しているか(実体法上の観点)、訴訟追行を共同することが紛争解決の実効性に寄与するか、共同することが容易か、無用な訴訟を継続することにならないか等、訴訟経済(訴訟法上の観点)をも考慮して判断する、とされている。

本件訴訟における原告の請求(の趣旨)は「被告らは、各自(この「各自」は誤り。

「連帯して」の意であろう。訴訟物の価額から明らかである。以上、報告者の注記。)」
合計、金5000万円を「支払え」というものである。

この被告らの債務は、(不真正)連帯債務といわれる。すなわち、被告三者が同一内容の給付について全部履行すべき義務を負い、しかも、被告の一人の履行によって他の被告も債務を免れるという性質の債務である。

原告は、被告の一人に対しても5000万円全額の請求をすることができる(被告は一人で全額を支払う義務を負う。よって、自ら義務を認めて支払うこともできる)。

つまり、この債務の処分権は各被告一人にそれぞれ帰属しているのであって、被告らに共同的に帰属しているのではない(実体法上の観点)。

また、被告らが共同して訴訟を進行しない場合に、紛争解決の実効性が損なわれるわけではない。むしろ、本件訴訟を(固有)必要的共同訴訟であると解すれば、共同訴訟人の全部を「共同の被告としなければ被告たる当事者適格を有しないことになるのであるが、そうだとすると、原告は、...争う意思を全く有しない」者をも「被告としなければならないわけであり、また被告...のうちで訴訟進行中に原告の主張を認めるにいたった者がある場合でも、当該被告がこれを認諾し、または、原告がこれに対する訴えを取り下げる等の手段に出ることができず、いたずらに無用の手続きを重ねなければならないことになる...最判昭43.3.15」これを、訴訟不経済と言い換えることもできよう(訴訟法的観点)。

したがって、本件訴訟は、通常共同訴訟と解される。

各当事者(被告)は、他の共同訴訟人の訴訟進行に制約されることなく、それぞれ独自に訴訟を進行しその効果をうけることとなる(共同訴訟人独立の原則)。

共同訴訟人の一人の主張が、他の共同訴訟人のためにもなされたと評価すること(主張共通の原則)は、弁論主義の原則(当事者本人が主張した事実だけが裁判の基礎となる)からも認められない。

以上から、連盟が独自に訴訟を進行すべき法的地位にあることは、明白である。

主な参考文献； 兼子一・竹下守夫「民事訴訟法 新版」
上田徹一郎 「民事訴訟法」
新堂幸司 「新民事訴訟法」 その他判例集等。

5「安全性委員会の資料は『参加者の自損事故』と断定していない」について
連盟事務局に保管の資料を参照のこと。